

事務連絡
令和4年2月24日

社会教育施設利用者 各位

戸沢村教育委員会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症による社会教育施設の利用停止について

日頃より、当村教育行政についてご理解と御協力を賜り深くお礼申し上げます。

みだしについて、現在山形県内及び最上郡内においても新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、今後も予断を許さない状況となっております。

また、県では2月20日にまん延防止重点措置が終了しましたが、2月21日(月)から3月6日(日)を再拡大防止特別対策期間として設定しております。

これに伴い、当委員会でも郡内及び村内の状況を鑑み、県の対策期間をひとつの基準として考え、下記のとおり施設の利用停止とさせていただきますので、何卒ご理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

利用停止施設 (5施設)

戸沢村中央公民館 、 戸沢村生涯学習センター 、 戸沢村若者センター 、
戸沢村立戸沢学園 、 戸沢村農村環境改善センター

利用停止期間

令和4年2月24日(木)から令和4年3月6日(日)まで

留意事項

停止期間はあくまで令和4年2月24日時点で判断したものであり、今後の感染状況により期間の延長等も考えられます。